（別紙）

「農林中央金庫法の施行に関し定める件等の一部を改正する告示案についての意見・情報の募集」に対して寄せられたご意見の概要及びそれに対する考え方

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	【今般の告示改正の影響に関する御意見等】 ・新しい題名がどのような目的を持って変更されたのか明確に記載されていないため、背景情報が必要 ・法第7条から第15条への移動が具体的にどのような運用面での変更をもたらすのか不明	・農中告示、農協告示及び水協告示（以下「農中告示等」という。）では、法律名として「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」を引用しておりますが、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律（令和７年法律第69号。以下「改正法」という。）改正法により、この法律名が「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律」へ改正されることに伴い、農中告示等においても適切な法律名を引用するため改正します。 ・農中告示等ではそれぞれ、農林中央金庫、農業協同組合、水産業協同組合等が実施することができる業務として、法第７条第１項に規定する株式会社日本政策金融公庫による資金の貸付けを規定しておりますが、改正法により法第７条第１項が法第15条第１項へ改正されることに伴い、農中告示等においても適切な条項を引用するため改正します。 これらの改正は、形式的な改正であり農中告示等へ実質的な変更を行うものではありません。
2	【農林中央金庫法の施行に関し定める件等の告示の制度設計に関する御意見等】 ・公庫の貸付は、サプライチェーンの強靭化、フードロスの削減、そして生産基盤の堅固といった事業活動を支援するべき。 ・「事業活動の促進」として、資金は単に金銭を融通するだけではなく、新しい技術の導入、販路の開拓、人材の育成に使われるべき。 ・公庫と農林中央金庫、農業協同組合、水産業協同組合等の間で、貸付先の情報等に関する情報連携の体制をより密接なものにすることが必要。 ・貸付や保証の審査基準について、より明確な指針の共有と、合同による研鑽の場を設けることによって、審査の質を高め、その透明性を確保することが必要。 ・食品等事業者の抱える課題や、業界特有のリスクについて、より専門的な知見を持つ人材の育成を支援することが必要。	貴重な御意見として今後の政策検討の参考にさせていただきます。今後の状況に応じ、関係省庁とも連携しながら適切な対応を図ってまいります。